令和元年労第281号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長が平成31年2月4日付けで再審査請求人に対してした労働者 災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求め る。

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人(以下「請求人」という。)は、平成26年4月15日、A会社 (以下「会社」という。)に雇用され、B所在の会社C店(以下「事業場」とい う。)において、食器洗い、清掃業務等に従事していた。
- 2 請求人によると、平成28年11月頃から継続して咳や痰が出るようになったという。請求人は、平成29年11月14日、D医療機関に受診し、「COPD (慢性閉塞性肺疾患)」(以下「本件疾病」という。)と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)はこれを支給しない旨の処分(以下「本件処分」という。)をしたため、これを不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し審査請求をしたところ、同審査官 が令和元年7月1日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、更にこの決定を 不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであるか。

第5 審查資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1) 請求人は、喫煙席より流れてくるたばこの煙を吸い続けたことに加え、清掃 の際に使用していた洗剤を長期間取り扱ったことにより本件疾病を発症したと 主張しているので、以下検討する。
- (2) 請求人は、平成26年4月から平成27年10月頃まで食器洗いの作業に従事し、同年11月頃からは清掃作業に従事していたとしており、この間、食器洗いの作業の際には、喫煙席から洗浄スペースに流れ込んできたたばこの煙を吸い続け、また、清掃作業の担当になってからも、清掃後は布巾等の洗浄を洗浄スペースで行い、週1、2回の残業の際には、洗浄スペースで食器洗いの作業に従事していたので、たばこの煙を吸い続けていたと述べ、事業場の見取図を示し、当該洗浄スペースには換気扇がなく、換気がされていなかったと主張している。

この点、請求人が作業に従事していた当時の当該洗浄スペースの詳細な状況は明らかではないが、同見取図及びEの申述からすると、喫煙席の従業員用出入口の開閉措置が不十分で、たばこの煙が喫煙席から洗浄スペースや調理スペースに流れ込んできていたものと推察される。しかしながら、洗浄スペースに換気扇がなかったとしても、洗浄スペースには給気口が設置されており、隣接する調理スペースには換気扇や排気フードが認められることからすると、たばこ席から流れ込んだ煙草の煙の一定程度は調理スペース方向から屋外に排出されていたものと考えられ、洗浄スペースに大量のたばこの煙が常態的に滞留していたとはいい難く、請求人が食器洗い等の作業中に高濃度のたばこの煙に常態的にばく露していたとは考え難い。

(3) また、請求人は、清掃作業の際に、マスクもせずに様々な洗剤等を原液のまま使用して臭いがきつかったと述べているが、請求人が使用していたとされる洗剤等については、決定書に説示するとおり、その安全データシートに本件疾病との関連に関する記載は認めることができない。

- (4) 主治医であるF医師は、平成30年9月3日付け意見書において、請求人が申し立てている発症原因と本件疾病との関連性について、「本人の申告あるも、状態については、はっきりせず、本件疾病との因果関係については不明。」と述べている。
- (5)以上のことから、請求人の主張する業務内容が本件疾病の原因であるとする明らかな根拠を見出すことはできず、G医師が、平成31年1月24日付け意見書において、「主治医意見書では業務と本件疾病との因果関係は不明としており、監督署の調査においてもばく露期間は長期間に及ぶものではなく、かつ事業場で他に同様の症状を訴えた従業員は確認されておらず、業務が原因で発症した病態とは考えにくい。」とする意見は是認することができ、請求人の上記(1)の主張は採用できない。
- (6) なお、F医師は、診断根拠について平成30年9月3日付け意見書において、「症状及び胸部CT所見」と述べており、この点について、F医師は平成31年1月24日付け意見書において、「診断するには肺機能検査が不可欠であるが、提出された資料にはそれらは含まれていない。」と述べている。
- (7) したがって、請求人の本件疾病は、決定書に説示するとおり、業務上の事由 によるものということはできない。

また、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右 するものは見出せなかった。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求 人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年7月3日